

東広島市監査公表第5号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、令和2年度定期監査を実施し、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

令和3年3月29日

東広島市監査委員	水	戸	晃
同	重	河	格
同	加	藤	祥一

定期監査結果報告書

第1 監査の対象

対象部局等		対象期間
財務部	市民税課	令和2年度（令和2年8月末現在）
生活環境部	市民課	令和2年度（令和2年8月末現在）
	安芸津支所 地域振興課	令和2年度（令和2年8月末現在）
	安芸津支所 福祉保健課	令和2年度（令和2年8月末現在）
こども未来部	板城・郷田・吉川・原・川上東部・川上中部・暁・中黒瀬保育所	令和2年度（令和2年9月末現在）
産業部	産業振興課	令和2年度（令和2年9月末現在）
建設部	建設管理課	令和2年度（令和2年9月末現在）
水道局	工務課	令和2年度（令和2年10月末現在）
生涯学習部	スポーツ振興課	令和2年度（令和2年11月末現在）

第2 監査の実施期間

令和2年10月16日から令和3年3月19日まで

第3 監査の着眼点

財務及び事務事業の執行等が法令に適合し正確であるか、効率的かつ効果的に行われているか。

第4 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、関係資料の検査・照合により審査するとともに、実地調査及び関係職員からの説明聴取を実施した。

第5 監査の結果

東広島市監査委員監査基準に準拠し、第1から第4に掲げる事項のとおり監査した限りにおいて、事務の一部に次のとおり改善・検討を要する事項が認められたので、それぞれ必要な措置を講じ、適正な事務執行に努められたい。なお、その他の事務については関係法令等に従いおおむね適正に執行されており、軽易な事務処理誤り等については、監査時に口頭で指摘した。

【生活環境部】

(市民課)

1 契約事務

契約関係書類の所在が確認できないものがあった。

文書事務取扱規程に基づき適正な管理に改められたい。

【生涯学習部】

(スポーツ振興課)

1 公の施設の指定管理に係る事務

- (1) 体育施設の指定管理において、指定管理者から利用料金の設定に係る承認申請がされておらず、市が行うべき承認の手続をしていない施設があった。

公の施設の管理の適正を期するためにも指定管理者に対し適切な指示・指導を行うとともに、関係法令に基づき適正な事務処理に改められたい。

- (2) 基本協定に定める事業報告書を提出していない施設があった。

公の施設の管理の適正を期するためにも、指定管理者に対し適切な指示・指導を行われたい。

第6 監査意見

今回の定期監査においても、契約書の所在が確認できない事案が判明している。地方公共団体における契約書は、契約確定の効力を有するとともに契約手続の妥当性や契約内容を証する重要な書類であることを認識し、適切な管理に努められたい。

公の施設の指定管理に係る指摘は、いずれも指定管理者が行うべき事務の不備に関するものではあるが、地方自治法に規定された手続であることから、当該施設の所管部局として適切な指示・指導を行われたい。